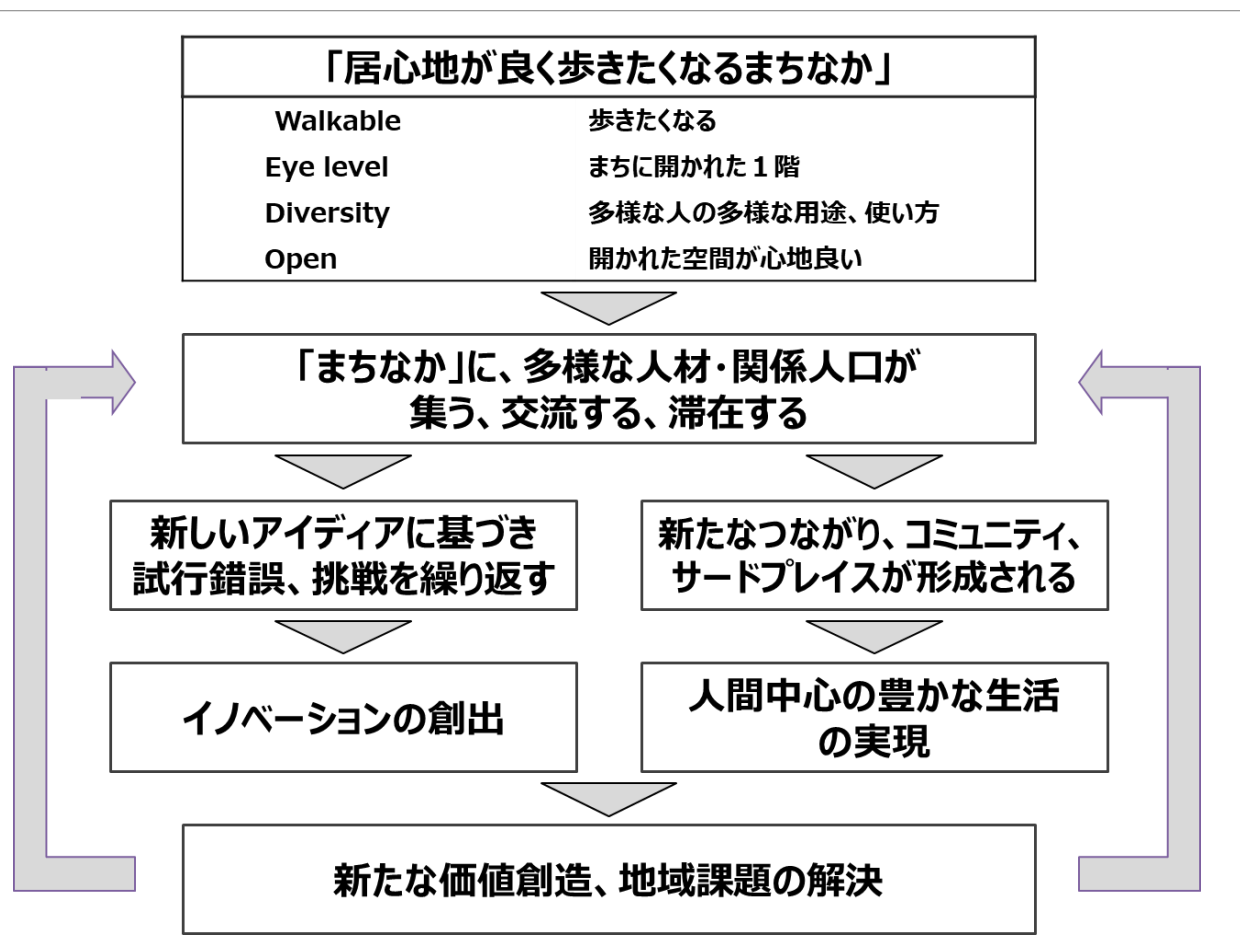


まちなかウォーカブル推進事業について

国土交通省
都市局 街路交通施設課

- 都市の力を最大限引き出すためには、拡散した市街地を集約するとともに、その核となる「**まちなか**」のゆとりとにぎわいを取り戻すことが重要
- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の核となる官民のストックが集積する「まちなか」を、官民連携の取組により、**人間中心の空間（ウォーカブルな空間）に改変**

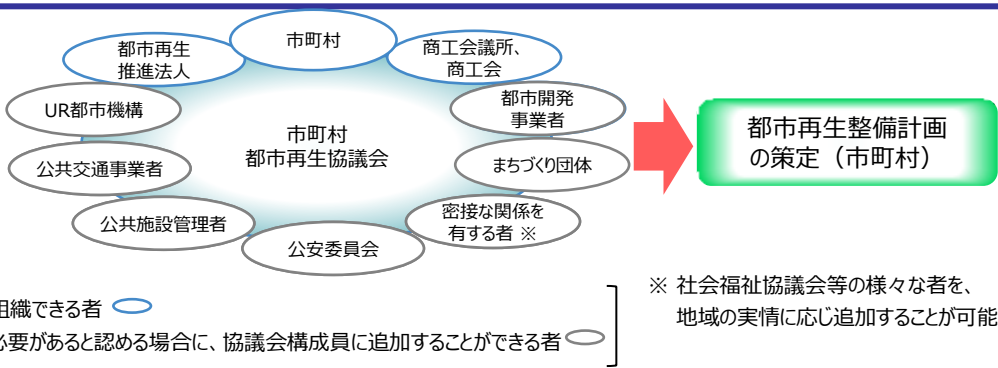


「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

【都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年9月7日施行）】

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

- ・市町村都市再生協議会*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に（まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断）
*市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）の策定・実施等に関し必要な協議を行う場
- ・市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置付け
[予算]官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援



計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）



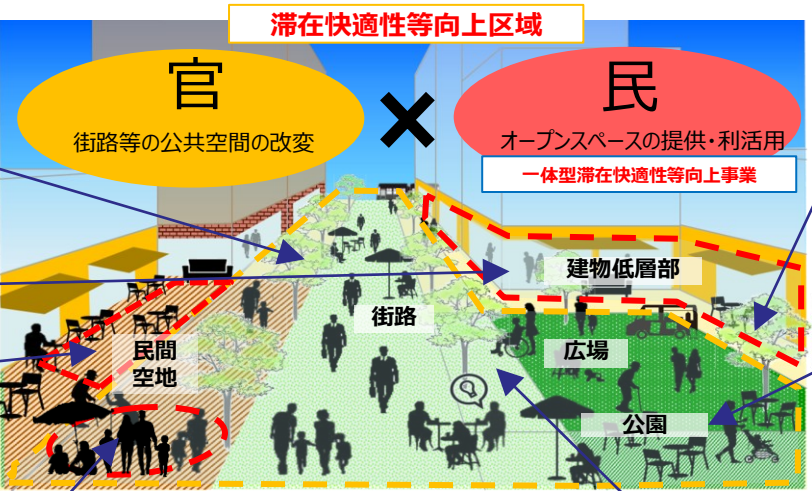
[予算] 交付金等による支援

・民間事業者等により、市町村の取り組みと併せて実施される民地のオープンスペース化（①）や建物低層部のオープン化等（②）



[税制] 固定資産税等の軽減
[予算] 補助金による支援

・都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援



・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）

事故のリスク！

・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置



・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等により交流・滞在空間を充実化



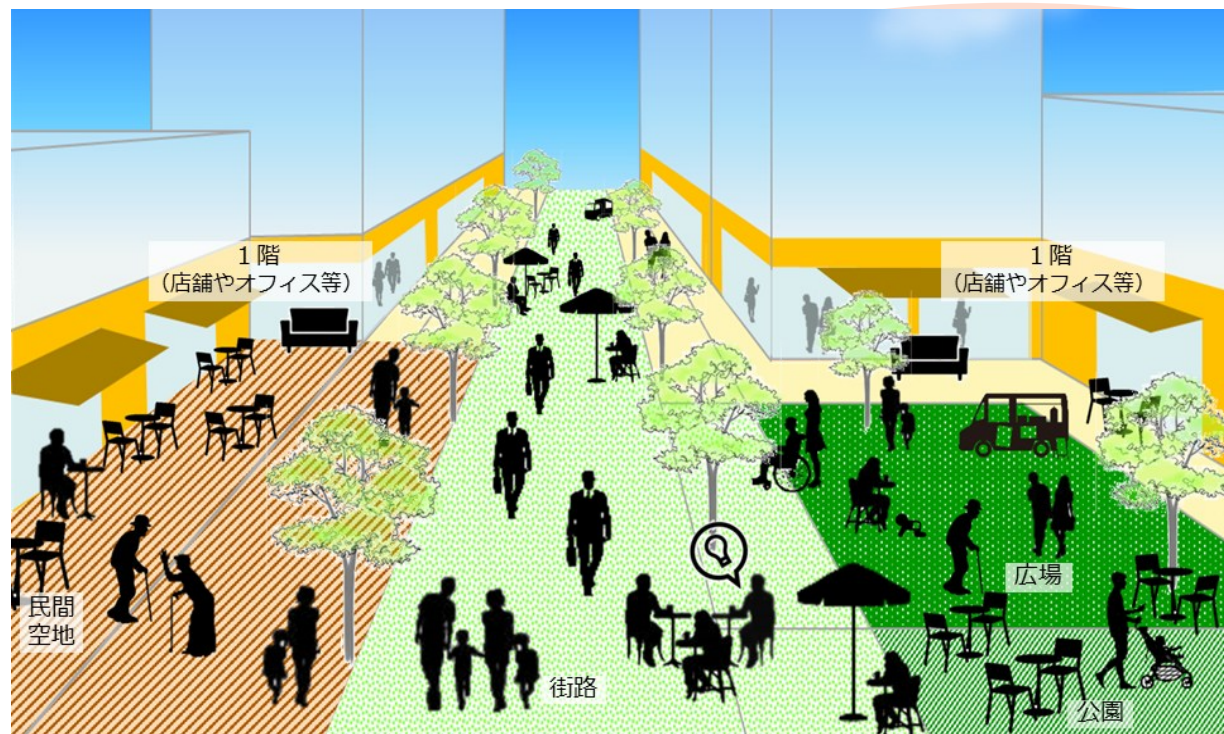
*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定） [金融] 低利貸付による支援

・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応



まちなかにおける「ウォーカブルなパブリック空間」のイメージ

まちなかにおける歩ける範囲のエリアを対象に、街路、公園、広場等の公共空間、民間空地、沿道建物の1階部分等の**官民空間をエリア一体でリノベーション**



- W**alkable 歩きたくなる
- E**ye Level まちに開かれた1階
- D**iversity 多様な人の多様な用途、使い方
- O**pen 開かれた空間が心地よい

駅前のトランジットモール化と広場創出
(姫路市)



道路を占用した夜間オープンカフェ
(北九州市)



公園を芝生や民間カフェ設置で再生
(東京都豊島区)



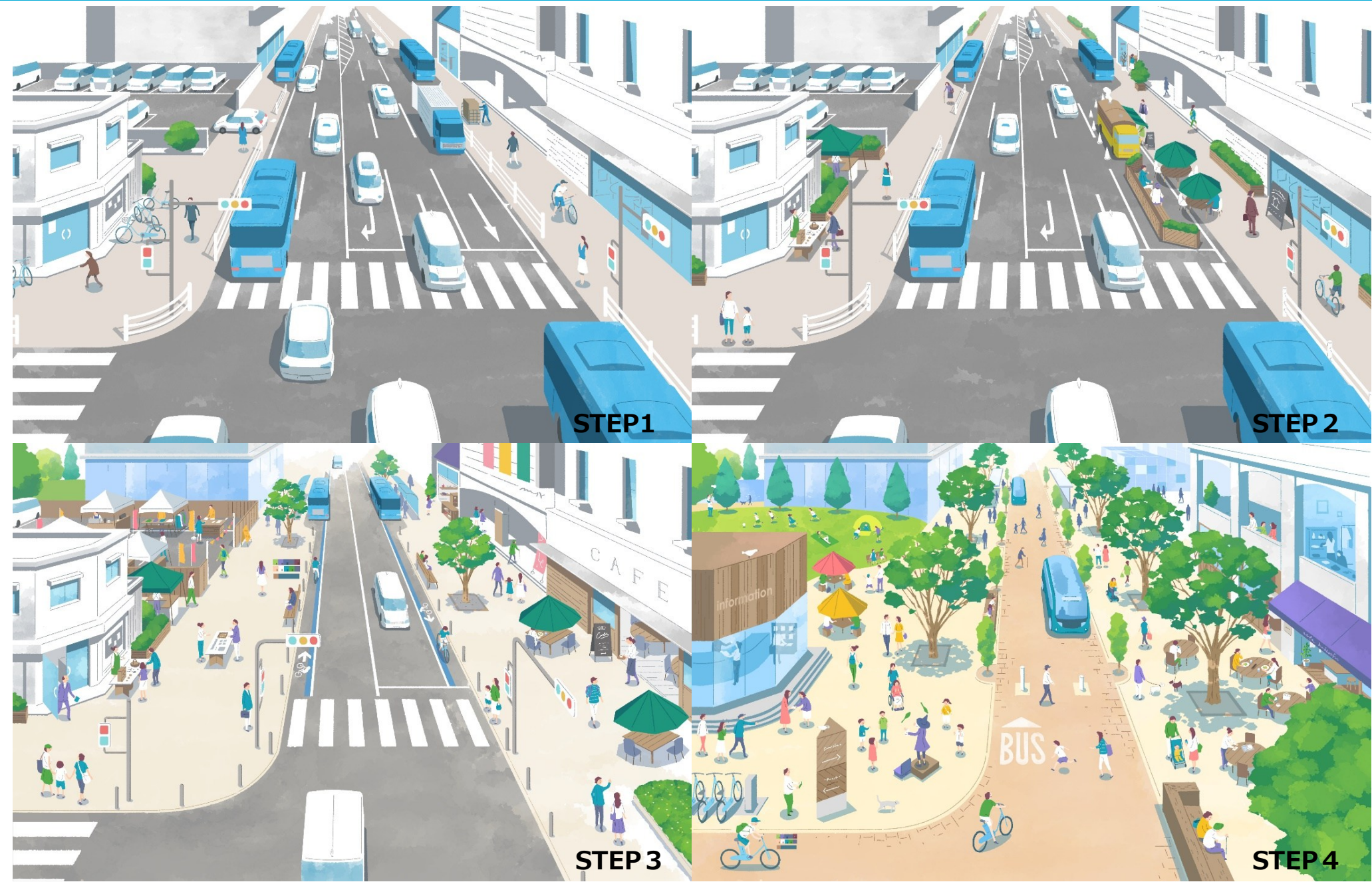
1階をガラス張り店舗にリノベ
(日南市)



2つの開発の調整により一体整備
された神社と森(東京都中央区)



コンパクトでゆとりのあるウォーカブルなまちづくり



車中心から人中心の空間へと転換を図り、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進するため、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援する事業

事業主体等

●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1／2

施行地区

次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、**都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等 ※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、駐車場等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業※等 ※国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



事業のイメージ

● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）

● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

○まちなかウォーカブル推進事業は市町村が作成する都市再生整備計画に対するパッケージ支援です。市町村がまちづくりの目標や指標、滞在の快適性の向上を図る区域、目標達成のために必要な都市基盤の整備・都市施設の整備・関連するソフト事業等を「都市再生整備計画」というまちづくりの計画に位置づけることで、計画に基づく事業を行う市町村等が国費による支援を受けることができます。

○さらに補助金の場合は、補助対象事業を市町村が作成する都市再生整備計画の関連事業に位置づけた上で、補助対象事業者が「ウォーカブル推進計画」を作成する必要があります。

支援対象事業

【留意点】

本事業は「居心地がよく歩きたくなる」まちなかの創出を図ることを目的としており、都市としての魅力の向上や、機能向上を伴わない維持的な取組を対象とした事業ではありません。そのため、長寿命化修繕計画に基づいて実施される構造物の長寿命化のための修繕等は、本事業の支援対象外です。

対象事業	対象施設	対象事業	対象施設
1.事業活用調査			
2.まちづくり活動推進事業	提案事業		
3.地域創造支援事業			
4.道路		11.高質空間形成施設	1 緑化施設等 2 電線類地下埋設施設 3 電柱電線類移設 4 地域冷暖房施設(設計に要する費用に限る。) 5 歩行支援施設・障害者誘導施設等 6 情報化基盤施設
5.公園			
9.駐車場有効利用システム		14.既存建造物活用事業	1 地域生活基盤施設 2 高質空間形成施設 3 高次都市施設
10.地域生活基盤施設	1 緑地 2 広場 3 駐車場(共同駐車場等含む。) 4 二輪車等駐車場 5 荷さばき駐車施設、観光バス駐車施設・乗降場 6 荷物共同集配施設 7 公開空地(屋内空間を含む。) 8 情報板 10 人工地盤等 12 再生可能エネルギー施設等	18.バリアフリー環境整備促進事業	
		21.街なみ環境整備事業	
		27.エリア価値向上整備事業	
		28.こどもまんなかまちづくり事業	
		29.暑熱対策事業	
		30.滞在環境整備事業	
		31.計画策定支援事業	

【都市再生整備計画関連事業のうちまちなかウォーカブル推進事業でのみ支援対象となる事業】

滞在環境整備事業

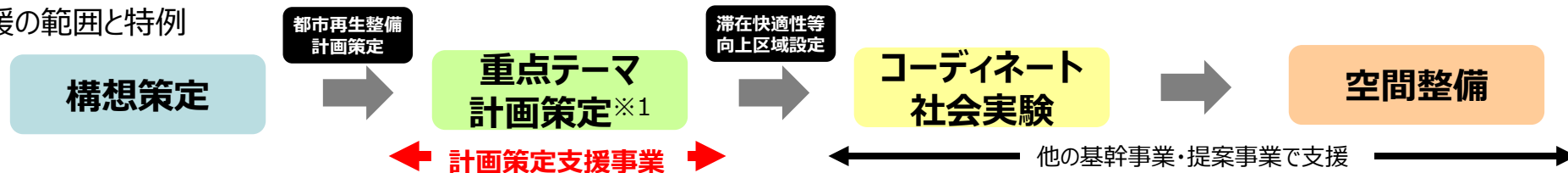
- 社会実験、コーディネート等の滞在環境の整備の推進に関する事業
- 屋根、トイレ、倉庫、トランジットモール化に必要な施設（停留所の施設、シェルター等）等の滞在者の快適性の向上に資する施設の整備
- 滞在者等の滞在及び交流を促進することを目的とした施設（公衆無線LAN等が整備され地域内外の交流を促進するものに限る。）を、既存の建造物を活用して整備
- 滞在環境や回遊性の向上に資するシェアモビリティの導入に必要なポート、ポートのゲート、精算機及び登録機等の設備の整備

計画策定支援事業

- 都市再生整備計画に定めた目標を達成するために必要な事業の計画の策定に要する調査、社会実験、コーディネート等
※都市再生整備計画に国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

都市再生整備計画に定めた目標を達成するために必要な事業の計画の策定に要する調査、社会実験、コーディネート等を支援

■ 支援の範囲と特例



※計画策定支援事業を活用する場合は、都市再生整備計画に「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定する必要があります。
 ※まちなかウォーカブル区域を定めていなくても、まちなかウォーカブル区域を定めることを目的とした調査等を行う場合は、計画策定支援事業を活用することができます。(都市再生整備計画は必要)

■ 活用のイメージ

- 都市再生整備計画に官民の事業メニューを盛り込むためのコーディネートや有識者の招聘
- 都市再生整備計画に位置づけた事業の実施計画を作成するための調査検討
- まちなかウォーカブル区域を定めるための基礎データ分析や地域のプレーヤーを交えたワークショップの開催
- 都市再生整備計画や事業の実施計画の見直し

■ 重点的に取り組むテーマ（テーマの設定にあたっては要件を満たす必要があります）

グリーン

公園などグリーンインフラの整備によるカーボンニュートラルに資する取組とともにウォーカブル空間を形成



【要件】
施行地区の市町村がグリーンインフラ官民連携プラットフォームに加入している

デジタル

デジタル技術・データ活用、スマートシティの社会実装に関する取組とともにウォーカブル空間を形成



【要件】
施行地区の市町村がスマートシティ官民連携プラットフォームに加入している

子ども・子育て

学校教育や保育、地域の子育て支援に関する取組とともにウォーカブル空間を形成



【要件】
滞在快適性等向上区域内に教育・保育施設等、小学校もしくは中学校が所在している

民間牽引

民間プロジェクトが活発な地域で、民間の力を積極的に活用してウォーカブル空間を形成



【要件】
滞在快適性等向上区域に関連するエリアプラットフォームが構築されている

かわまち

河川流域の市町村と河川管理者が連携し、水辺の整備・利用に関する取組とともにウォーカブル空間を形成



【要件】
対象とする河川に関するかわまちづくり計画が策定されている、もしくはは多様な主体が連携したかわまちづくりを推進する体制が形成されている

鉄道沿線

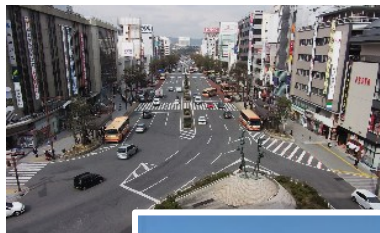
鉄道沿線の市町村と鉄道事業者が連携し、公共交通を軸とした沿線生活圏単位でウォーカブル空間を形成



【要件】
施行地区に関連する市町村と鉄道事業者の間で連携協定等が締結されている、もしくは協議体が形成されている

歩きたくなる空間の創出

■ 街路等の広場化



■ 道路・公園・広場の整備、改修・改変



■ 街路等の芝生化・高質化

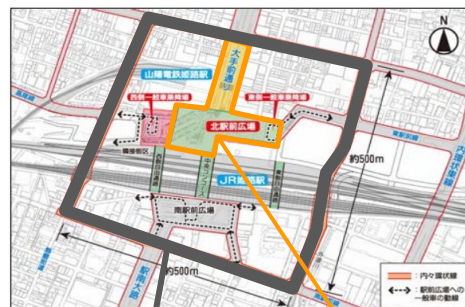


■ 駐車場出入口付替



ウォーカブル区域側の駐車場出入口を閉鎖

■ 外周道路等の整備



環状道路の整備による通過交通の分散



■ 外観修景



歩行者目線の1階をまちに開放

■ グラウンドレベル修復整備



建物1階部分を透明化し、
まちとの一体感を提供

■ 既存建造物リノベーション



空き店舗を改修し、
開かれた1階部分に地域拠点进行形成

既存ストックの多様な主体による多様な利活用

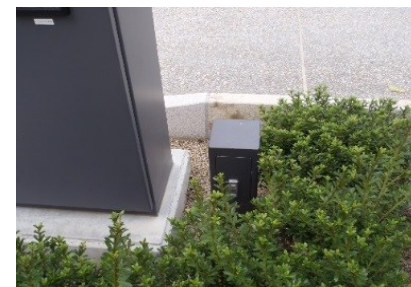
■ 街路空間の利活用



■ 公共空間利活用施設整備



給排水
設備



電源
設備

開かれた空間の滞在環境の向上

■ 滞在快適性向上施設



ストリートファニチャーの設置

■ 社会実験・コーディネート・運営支援



パークレット社会実験



合意形成に向けたコーディネート

1 0 都市再生整備計画事業

(都市再生整備計画事業)

- ① 都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合する事業等国として特に推進すべき施策に関連する事業※¹

※¹ 都市再生整備計画事業のうち、都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合する事業、認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられた事業、低炭素まちづくり計画に位置付けられた事業、スマートシティ先行モデルプロジェクトに関連する事業、スーパーシティ型国家戦略特区の対象区域で実施される事業**又はまちなかウォーカブル推進事業**をいう。

②③④ (略)

(まちなかウォーカブル推進事業)

- ⑤ 既存の公共ストックを活用(※¹)し、滞在環境の向上に資する施設(※²)の整備であり、かつ、エリアマネジメント団体等(※³)との連携(予定を含む)(※⁴)により滞在快適性の向上を図る事業

(※¹) 道路の新設に関するものではなく、幅員構成の再編により歩道の拡幅など街路空間を再構築するもの

(※²) 都市再生特別措置法施行規則第11条の2に規定するもの

(※³) 一定のエリアにおいて、地域の価値を高める活動を実施する都市再生推進法人やそれに類する団体であり、都市再生整備計画(公表しているものに限り)に記載があるもの

(※⁴) 予定の場合を含め、活用主体(※³)と活用内容が都市再生整備計画(公表しているものに限り)に記載があるもの

- ⑥ 都市・地域総合交通戦略に位置付けられた事業

- ⑦ 歩行者利便増進道路に指定された道路(見込みを含む)(※¹)を有する滞在快適性等向上区域において実施する事業

(※¹) 予定の場合を含め、都市再生整備計画(公表しているものに限り)に記載があるもの

- ⑧ 認定歴史的風致維持向上計画における重点区域において実施する事業

前頁の⑤において記載の「（※ 3）一定のエリアにおいて、地域の価値を高める活動を実施する都市再生推進法人やそれに類する団体であり、都市再生整備計画（公表しているものに限る）に記載があるもの」、「（※ 4） 予定の場合を含め、活用主体（※ 3）と活用内容が都市再生整備計画（公表しているものに限る）に記載があるもの」については、公表する都市再生整備計画に以下のように記載することとする。

(記載例) 都市再生整備計画の整備方針等

様式(1)-③

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
【四季を通して快適に歩ける空間の創出による都心の回遊性向上】 ・ゆとりある歩行空間・見通し確保のための支障物の撤去・移設 【魅力ある滞留空間・交流拠点の創出】 ・憩い・待合い等のための滞留空間の整備 ・交流拠点としてのシンボル性を表現した空間形成(地上と地下をつなぐ一体的な空間と動線整備) ・利便性向上のためのサービス機能集約 ・その他交流拠点にふさわしい新規機能導入(情報提供機能の充実等) 【居心地が良く歩きたくなる空間づくり】 ・商業施設等と歩道空間が一体となった歩行者空間の魅力的な演出 ・歩行者の利便性・まちの回遊性の向上 ・都市公園も含めたエリアの一体的な快適性の創出	【基幹事業】(地域生活基盤施設 広場)大交通交流拠点整備事業 【基幹事業】(高質空間形成施設 緑化施設等)〇〇駅前通公共地下歩道(地下鉄〇〇駅部)整備事業 【関連事業】 〇〇駅前通地下歩行空間整備事業 【協定制度等】看板の設置による景観の向上 【基幹事業】(地域生活基盤施設 広場)大交通交流拠点整備事業 【基幹事業】(高質空間形成施設 緑化施設等)〇〇駅前通公共地下歩道(地下鉄〇〇駅部)整備事業 【関連事業】 〇〇駅前通地下歩行空間活用推進事業 【協定制度等】常設オープンカフェ設置によるにぎわいの創出 【協定制度等】サイクルボートの設置 【協定制度等】一体型滞在快適性等向上事業 【〇〇〇〇〇〇】市道〇〇号線歩道拡幅事業 【協定制度等】 〇〇公園でのカフェ設置
その他 【〇〇交流拠点まちづくりガイドラインの概要】 ◆方針1 都市の中心を表現する広場空間をつくる ●地下鉄△△駅を中心に周辺建物地下部と一体となる広場空間をつくる ●広場空間での活動を豊かにするため、地下階に市民が気軽にアクセスできる機能を配置 ●地上・地下の一体性を表現するシンボリックな広場空間をつくる ●地上と地下を結びつける空間、装置の設置 ●広場空間で多様なアクティビティが可能になる仕組みをつくる ●地下鉄コンコースの設置物の移設による見通しの確保 ●休憩、待ち合わせなどができる空間の確保 ◆方針2 都市軸のクロスポイントとして印象的で美しい姿とする ●歩行者が滞留できる空間や辻の空間に楽しめる場を設ける ●建物の外観や空間の演出により、質の高いデザインの印象的な街角をつくる 【その他官民協働の取り組み事例】 ・〇〇地区推進連絡会によるまちづくり指針の策定(平成22年3月) ・〇〇地区市街地再生事業準備組合の設立(平成21年9月) ・都市再生特別地区を活用した民間事業者による大規模開発と広場の整備(予定) ・××商店街振興組合、〇〇町商業協同組合、地元町内会等による〇〇川公園広場の都市環境 ・中心市街地の活性化のため、市によるメインストリートの整備と民間による沿道店舗のオープン化策を一体的に行うため、官民での検討が行われている。 【重点的に取り組むテーマ】※まちなかウォーカブル推進事業における計画策定支援事業を実施する場合に設定が必要 〇〇〇〇	官民連携によるまちづくりの取組を記載 当地区及びその周辺における現状を補足 重点配分に該当する場合は、「整備方針」の欄に下記の2点について記載してください。 ・活用主体 ・活用内容

前項の⑦において記載の「(※1) 予定の場合を含め、都市再生整備計画(公表しているものに限る)に記載があるもの」については、公表する都市再生整備計画に以下のように記載することとする。

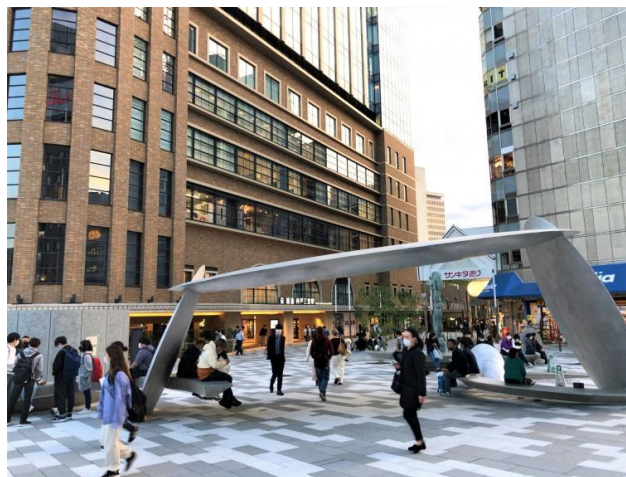
(記載例)



事例① サンキタ通り・サンキタ広場：神戸市

- 神戸市では、サンキタ通り・広場において、交通規制とともに、道路と歩車道の段差がないフラットで一体的な形状で、沿道建築物と公共空間が一体となった歩行者中心のにぎわいのある空間を創出
- 歩行者交通量が前年比で162%となり、若者の割合増といった変化も見られる

【サンキタ通り・サンキタ広場：神戸市】



歩行者通行量の変化

・前年の同月に比べ歩行者通行量が増加

赤外線センサーを用いた歩行者通行量調査

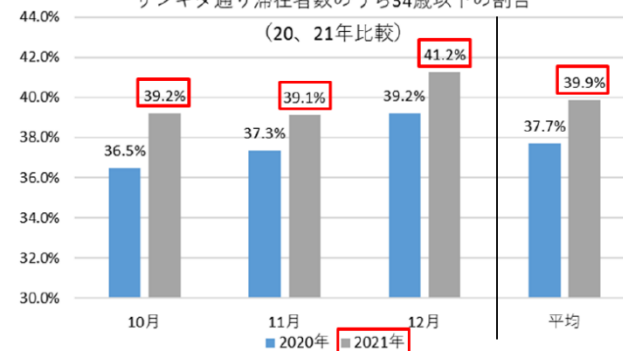


（2020年11月と2021年11月）

エリア	2020年11月比 （1か月合計）
● エリア全体	102%
● センター街1丁目	-
● フラワーロード	66%
● フラワーロード 駅南	103%
● 京町筋	120%
● 舞川筋メランロード	50%
● 三宮中央通	55%
● 吾合南54号	84%
● 北長狭 サンキタ商店街	162%
● 北長狭 生田新道	110%
● 北長狭、IKUTA Road	82%

サンキタ通り滞在者数のうち34歳以下の割合

（20、21年比較）



事例② 大手前通り: 姫路市

- 姫路市では、大手前通りにおいて、市街地を取り囲む環状道路網の整備により、6車線から2車線のトランジットモールへと再編し、高架下に自転車駐車場やバスプールを集約することで、バス路線の増強と放置自転車を削減
- 周辺におけるホテル、マンション建設が活発化し、駅周辺の商業地地価は25%上昇（H31：全国7位）、商業床面積も増加といった効果もみられる

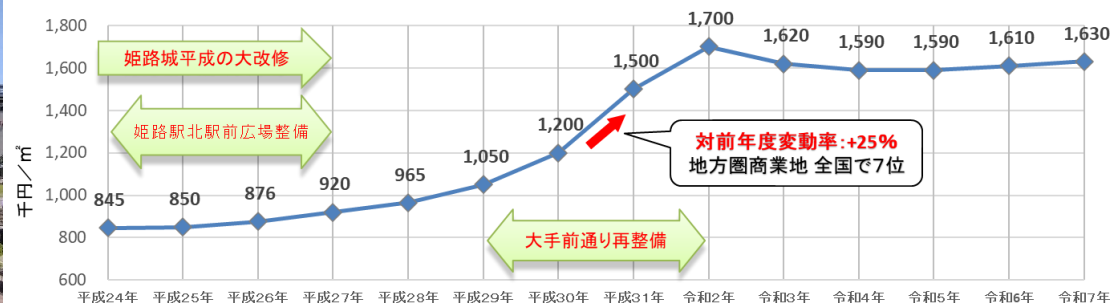
【大手前通り：姫路市】



地図出典：OpenStreetMap



公示価格：姫路市駅前町252番(大手前通りトランジットモールの導入箇所)の状況



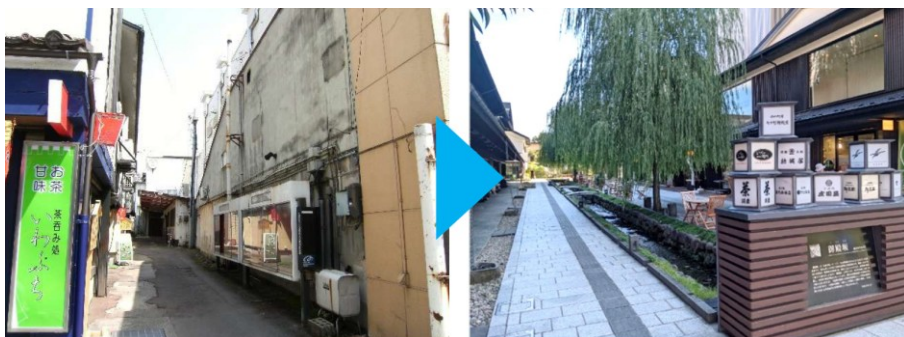
<取組効果>

- ・周辺におけるホテル、マンション建設が活発化し、駅周辺の商業地地価は25%上昇（H31：全国7位）、商業床面積も増加

事例③ 御殿堰：山形市

- 山形市では、七日町大通りやその周辺地区において、暗渠化された御殿堰を親水空間へ再整備し、御殿堰沿いに小路や広場整備するなど、地域資源を活用した空間を形成。併せて、スマホアプリを用いた健康事業等も展開し、医療 福祉分野と連携したウォーカブル施策を推進
- 中心市街地の歩行者数増などの効果がみられ、健康づくりに関する取組の総合的な効果として平均寿命の延伸なども見られる

【 御殿堰 ： 山形市 】



高度経済成長期に暗渠化された御殿堰

御殿堰を開渠し親水空間へ



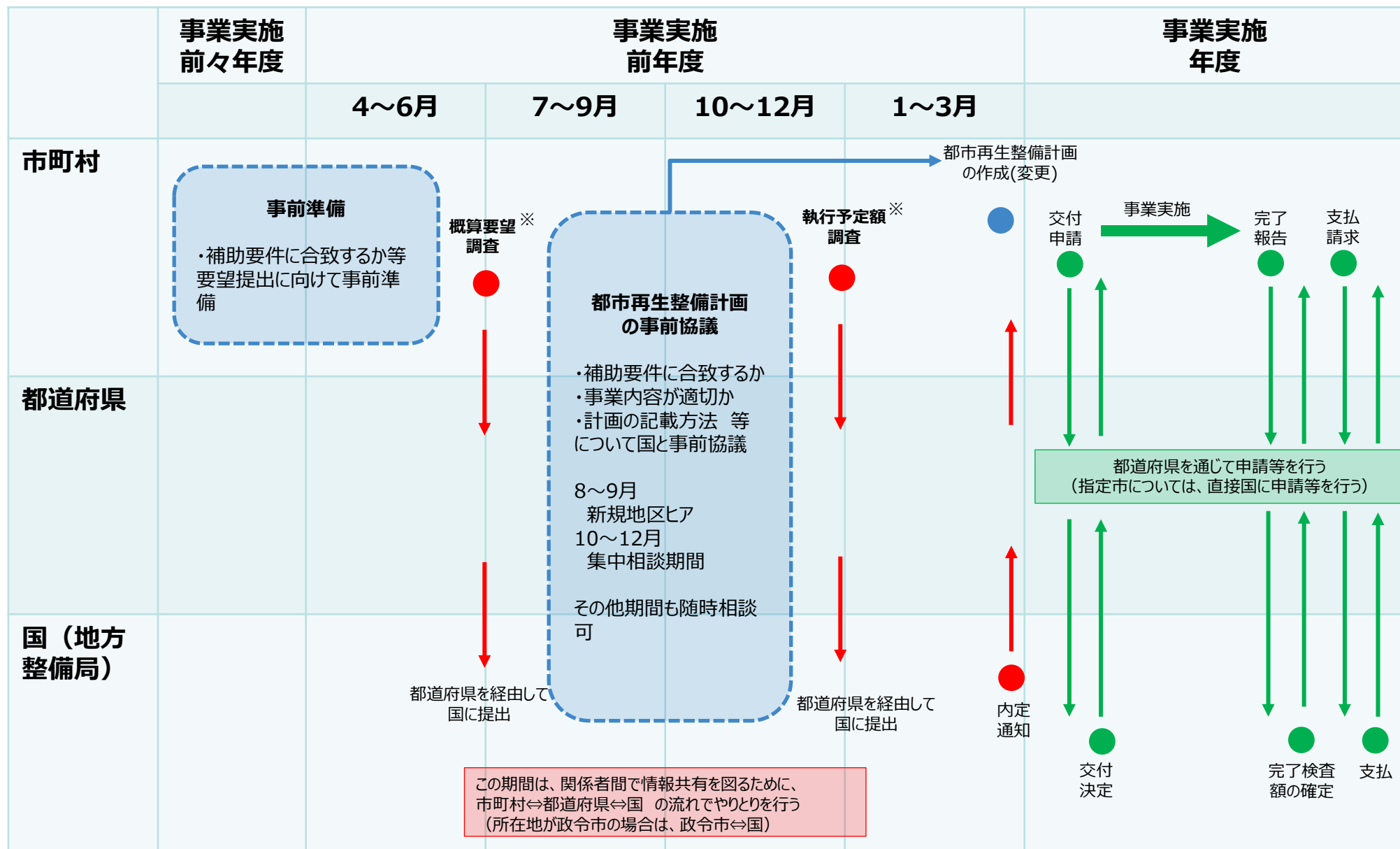
スマホアプリを活用し健康づくりに関する事業への参加を促進



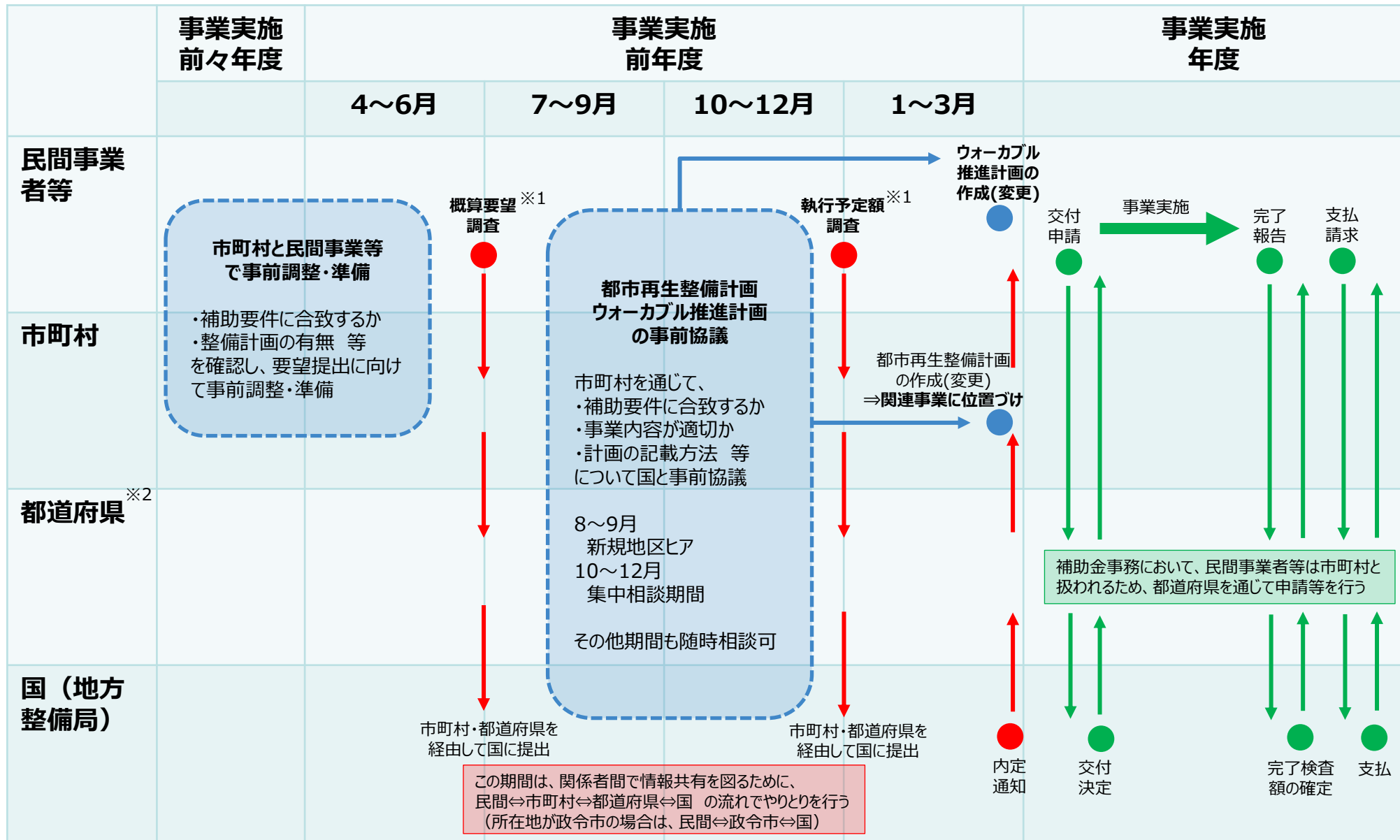
中心市街地の歩行者数は令和7年に過去最高の25,383人を達成

平均寿命と健康寿命が男女ともに延伸し、日常生活に制限のある不健康な期間（平均寿命と健康寿命の差）縮小





※国から都道府県を経由して市町村に調査依頼を発出



※1国から都道府県を経由して市町村に調査依頼を発出

※2都道府県実施事業についてもスケジュールは民間事業者等と同様です。

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりのキーワード

Walkable **E**ye level **D**iversity **O**pen

歩きたくなる

まちに開かれた1階

多様な人の
多様な用途、使い方

開かれた空間が
心地良い

- 大臣指示を受けて、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し“WE DO”に賛同し、ともに取組を進める「ウォーカブル推進都市」を募集、**402団体の賛同**（R8.7.31現在）

■ 募集目的：

- ・ 各種施策の情報提供や国内外における先進事例の情報共有
- ・ 今後の政策づくりに対するご意見を伺い、検討に活用

■ 応募要件：

- ① 人口規模の大小等に関わらず、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりに、首長はじめ団体として賛同する地方公共団体
- ② 何らかの取組を実施中あるいは構想等を有する地方公共団体

■ 応募先 ： 国土交通省 都市局 マチミチ会議事務局 hqt-machi-michi@mlit.go.jp

■ 募集時期： 随時、募集を受付

国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000052.html

ウォーカブル推進都市一覧(令和8年7月31日時点)

○ **402都市**が“WEDO”*の考え方に共鳴し、政策実施のパートナーとして、ともに具体的な取組を進めている。(令和8年7月31日時点)
○ **132市区町村**がウォーカブル区域(滞在快適性等向上区域)を設定。
* Walkable(歩きたくなる) Eyelevel(まちに開かれた1階) Diversity(多様な人の多様な用途、使い方) Open(開かれた空間が心地よい)

令和7年12月末時点で、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域を設定した市区町村(既に都市再生整備計画の期間が終了した市区町村を含む)：

北海道	秋田市	境町	和光市	千代田区	神奈川県	大野市	掛川市	伊勢市	貝塚市	上牧町	山口市	柳川市	臼杵市	うるま市
札幌市	横手市	栃木県	久喜市	中央区	神奈川県	鯖江市	藤枝市	松阪市	枚方市	王寺町	防府市	春日市	津久見市	
函館市	湯沢市	宇都宮市	北本市	港区	横浜市	あわら市	袋井市	桑名市	茨木市	和歌山県	長門市	大野城市	竹田市	
旭川市	鹿角市	足利市	三郷市	新宿区	川崎市	越前市	下田市	鈴鹿市	八尾市	和歌山市	周南市	宗像市	豊後高田市	
室蘭市	由利本荘市	栃木市	蓮田市	台東区	相模原市	山梨県	湖西市	名張市	富田林市	鳥取県	徳島県	古賀市	杵築市	
釧路市	山形県	小山市	坂戸市	墨田区	鎌倉市	長野県	伊豆の国市	亀山市	河内長野市	鳥取市	徳島市	うきは市	宇佐市	
千歳市	山形県	那須塩原市	幸手市	品川区	藤沢市	長野市	愛知県	熊野市	羽曳野市	米子市	阿南市	糸島市	豊後大野市	
恵庭市	山形市	下野市	鶴ヶ島市	目黒区	小田原市	松本市	愛知県	朝日町	門真市	倉吉市	美波町	川崎町	由布市	
北広島市	福島県	上三川町	日高市	大田区	逗子市	上田市	名古屋市中	明和町	高石市	境港市	香川県	佐賀県	国東市	
黒松内町	福島県	群馬県	ふじみ野市	世田谷区	三浦市	岡谷市	豊橋市	滋賀県	東大阪市	島根県	高松市	佐賀市	日出町	
栗山町	福島市	前橋市	白岡市	渋谷区	厚木市	諏訪市	岡崎市	大津市	大阪狭山市	松江市	丸亀市	武雄市	宮崎県	
沼田町	会津若松市	館林市	美里町	中野区	大和市	茅野市	一宮市	彦根市	阪南市	大田市	坂出市	鹿児島市	宮崎市	
東神楽町	郡山市	埼玉県	上里町	杉並区	新潟県	佐久市	瀬戸市	長浜市	熊取町	江津市	善通寺市	基山町	宮崎市	
上士幌町	白河市	さいたま市	宮代町	豊島区	新潟市	三條市	春日井市	草津市	神戸市	津和野町	観音寺市	上峰町	日南市	
青森県	須賀川市	熊谷市	杉戸町	北区	長岡市	加茂市	豊川市	守山市	姫路市	岡山市	宇多津町	長崎県	小林市	
青森市	棚倉町	川口市	松伏町	板橋区	三条市	見附市	津島市	東近江市	尼崎市	倉敷市	多度津町	佐世保市	西都市	
弘前市	茨城県	行田市	千葉県	練馬区	加茂市	上越市	刈谷市	愛荘町	西宮市	高梁市	松山市	熊本県	綾町	
八戸市	水戸市	秩父市	千葉市	足立区	見附市	南魚沼市	豊田市	京都府	芦屋市	広島県	今治市	熊本市	高鍋町	
黒石市	日立市	所沢市	千葉市	八王子市	上越市	富山県	安城市	京都市	伊丹市	広島市	大洲市	荒尾市	川南町	
五所川原市	土浦市	飯能市	木更津市	武蔵野市	荒川区	富山市	蒲郡市	京都市	加古川市	呉市	内子町	菊池市	都農町	
十和田市	石岡市	本庄市	松戸市	三鷹市	板橋区	高岡市	大山市	京都市	西脇市	三田市	高知県	南関町	高千穂町	
むつ市	下妻市	東松山市	野田市	府中市	練馬区	石川県	新城市	京都市	三田市	加西市	高知市	益城町	鹿児島県	
岩手県	笠間市	春日部市	習志野市	調布市	足立区	金沢市	東海市	京都市	久御山町	新温泉町	南国市	あさぎり町	鹿児島市	
盛岡市	取手市	深谷市	柏市	町田市	八王子市	小松市	大府市	京都市	大坂市	堺市	四万十市	大分県	指宿市	
花巻市	つくば市	上尾市	市原市	東村山市	武蔵野市	加賀市	知多市	京都市	大阪府	岸和田市	大竹市	大分市	薩摩川内市	
北上市	ひたちなか市	草加市	流山市	国分寺市	三鷹市	能美市	知立市	京都市	堺市	豊中市	東広島市	別府市	霧島市	
宮城県	常陸大宮市	戸田市	八千代市	狛江市	府中市	野々市市	尾張旭市	京都市	池田市	池田市	海田町	中津市	南さつま市	
仙台市	那珂市	入間市	酒々井町	武蔵村山市	調布市	福井県	三島市	京都市	生駒市	吹田市	山口県	日田市	始良市	
石巻市	神栖市	朝霞市	白子町	多摩市	町田市	福井市	島田市	京都市	宇陀市	泉大津市	下関市	佐伯市	中種子町	
塩竈市	小美玉市	志木市	長柄町	稲城市	東村山市	敦賀市	富士市	京都市	田原本町	高槻市	宇部市		沖縄県	
柴田町	茨城町		東京都		福生市		焼津市							
秋田県	大洗町		東京都		稲城市									

- ウォーカブルなまちなかづくりに向けた取組のより一層の推進のため、取組事例や担当者の声など、担当者にとって参考になる情報を掲載したウォーカブルポータルサイトをオープン！
- マチミチ会員会員の皆様から取組紹介やイベント案内などを随時募集し、公共性の高いウォーカブルなまちなかづくりに関する取組等の情報を「マチミチ通信」として配信中！（毎週、複数回配信中！ ※頻度は週によって異なります）

WALKABLE PORTAL（ウォーカブルポータルサイト）



●コンテンツ

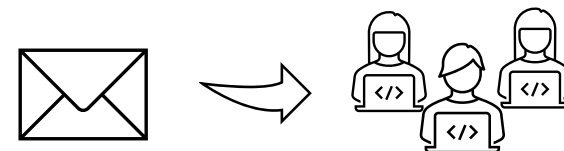
- ・ 担当者の声・・・全国各地の担当者の声をお届け
- ・ 事例・・・118の事例をご紹介（検索機能付き！）
- ・ 制度等・・・各種制度・ガイドラインのとりまとめ



<https://www.mlit.go.jp/toshi/walkable/index.html>



マチミチ通信



hqt-machi-michi@ki.mlit.go.jp

ウォーカブルの取組みに関する情報共有ツール

地元の取組紹介やイベント案内等、何か発信したい場合も、随時受け付けておりますので、お気軽に上記アドレスまでご相談ください。

マチミチ会員の登録はこちらから ⇒



<https://www.mlit.go.jp/toshi/walkable/machimichimember/>



別称：全国街路空間再構築・利活用推進会議

(加盟規模：地方公共団体(約500団体・1200名)を含め、約900団体・2000名)

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進するため、全国の施策担当者等が一堂に会し、議論する場「マチミチ会議」、各地で先進事例を視察し、意見交換を行う場「マチミチstudy現地勉強会」を立ち上げ。
- 令和7年度のマチミチ会議は2月2日に都内で実施(オンライン併用)。また、マチミチstudy現地勉強会は、11月19日に前橋市、1月14日に四日市市にて開催。

マチミチ会議

<昨年度の開催実績>

- ・開催日時：令和8年2月2日(月)14:00~16:30
- ・WEB配信：約730人参加
- ・プログラム：基調講演、パネルディスカッション など

第7回マチミチ会議の登壇者・パネリスト

パネリスト			モデレーター
			
福島 秀哉	堀江 佑典	桂 有生	高濱 康直
(株)上條・福島都市設計事務所 九州大学大学院比較社会文化研究院	(一社)エリアマネジメントラボ (株)サンシャインシティ	横浜市 都市整備局 都市デザイン室	国土交通省 都市局 街路交通施設課

マチミチstudy現地勉強会

<昨年度の開催実績>

- ・開催日時：令和7年11月19日@前橋市、1月14日@四日市市
- ・参加者数：現地 40人程度
- ・プログラム：基調講演、パネルディスカッション、まちあるき、ワークショップ など

第13、14回マチミチstudy現地勉強会 の様子



【マチミチ会議】

- 第1回：平成31年3月13日@都内(約230名参加)
- (特別編)：令和元年5月20日@都内(約400名参加)※
- 第2回：令和2年1月24日@神戸市
- 第3回：令和3年3月4日@Web配信(約380名参加)
- 第4回：令和4年3月9日@Web配信(約360名参加)
- 第5回：令和5年2月9日@Web配信(約600名参加)
- 第6回：令和6年2月29日@Web配信(約1,000名参加)
- (特別編)：令和6年5月14,16日@東京、大阪(両会場で約1,700名参加)※

令和7年度：2/2 @都内

※ジャネット・サディク＝カーン氏を招聘・講演

【マチミチstudy現地勉強会】

- 平成30年度：10/12@大阪市、10/26@さいたま市、12/13@北九州市
- 令和元年度：7/26@仙台、10/18@岡崎市、2/17@松山市
- 令和2年度：11/6@沼津市
- 令和3年度：1/21@Web配信
- 令和4年度：11/28@岡山市・Web配信
- 令和5年度：10/23@加茂市・Web配信
- 令和5年度：11/24@米子市・Web配信
- 令和6年度：11/11@春日部市

令和7年度：11/19 @前橋市

令和7年度：1/14 @四日市市

WALKABLE
PORTAL
ウォーカブルポータルサイト



← 開催実績は
こちらから

<https://www.mlit.go.jp/toshi/walkable/machimichi/>

- 第13回目となるマチミチstudy現地勉強会(R7.11.19)は、前橋市と共催。「官民連携により実現する歩きたくなるまちづくり」をテーマに馬場川通りや広瀬川河畔緑地を視察し、官と民の関係のあり方や今後の前橋市のまちづくりの方向性等について意見交換を実施。

官民連携により実現する「歩く」が選ばれるまちづくり

マチミチStudy 現地勉強会 in 前橋

国土交通省では、「居心地良く歩きたくなる」まちづくり推進のため、先進事例を視察し担当者同士が意見交換を行う現地勉強会を開催しています。

第13回は、群馬県前橋市で開催します。
前橋市では、「前橋市アーバンデザイン」の策定を契機に、官民連携によるまちづくりを推進しています。
都市再生推進法人による公共空間整備やリノベーションまちづくりとの連携のもと、民間による既存ストックの活用や建物の再生といった取り組みも広がりを見せており、歩いて楽しく、居心地の良い都市空間の形成に取り組んでいます。

「居心地良く歩きたくなる」まちづくりにご関心のある皆様、特にこれから取組を進めていきたいとお考えの皆様のご参加をお待ちしております！

基調講演



小野 裕之氏
O&G 合同会社
BONUS TRACK ファウンダー

日時
11月19日 WED
12:30-開場
13:00-開会・講演
18:00-終了

会場
群馬会館 1階広間
(前橋市大手町二丁目1-1)

お申し込み
お申し込みフォーム【先着順】▶
申込締切：2025年11月12日(水)17:00
(申込URL) <https://forms.gle/9msULkyTvsCq8Ea9>
※フォームでのお申し込みができない場合には、問合せ申込票までご連絡ください。
※同一団体から複数人お申し込みをされた場合は、申込み状況に応じて、一団体系たりの人数を調整させていただきます。



▲現地まちあるき(昨年度の様子)



▲グループワークショップ(昨年度の様子)



<開催実績>

- ・開催日時：令和7年11月19日(水)13:00～18:00
- ・参加者数：現地 約50人
- ・プログラム：基調講演、パネルディスカッション、まちあるき、ワークショップ など

第13回マチミチstudy現地勉強会 in 前橋 の様子



WSの様子



馬場川通り視察の様子

登壇者・パネリスト



小野 裕之
O&G 合同会社
BONUS TRACKファウンダー



鈴木 裕人
前橋市
都市計画部 市街地整備課



温馨
(一社)前橋デザインコミッション
ソーシャルデザインマネジャー



叶 隆太
群馬県
都市整備課



高濱 康亘
国土交通省
都市局 街路交通施設課

基調講演

同日、県庁前通りにて、トランジットモール化に向けた社会実験を実施



社会実験の様子

- 第14回目となるマチミチstudy現地勉強会(R8.1.14)は、四日市市と共催。「人の流れを生み出す公共交通ネットワークの強化と中心市街地の再編」をテーマに中央通り再編の様子や中心市街地を視察し、官民が連携した街路空間活用や景観形成等について意見交換を実施。



＜開催実績＞

- ・開催日時：令和8年1月14日(水) 13:00～18:00
- ・参加者数：現地 約50人
- ・プログラム：基調講演、パネルディスカッション、まちあるき、ワークショップ など

第14回マチミチstudy現地勉強会 in 四日市 の様子



登壇者・パネリスト

パネリスト



有賀 隆
早稲田大学理工学術院
建築学専攻・教授



種瀬 香凛
三重県 県土整備部
都市政策課



伊藤 直人
四日市市 都市整備部
市街地整備課



高濱 康亘
国土交通省
都市局 街路交通施設課

モデレーター

基調講演

○ R8.2.2に第7回マチミチ会議を開催。国から取組の紹介、登壇者による話題提供の後、「**まちが変わるウォーカブルのデザインとは**」をテーマにパネルディスカッションを実施。

第7回 マチミチ会議

まちが変わるウォーカブルのデザインとは



国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなる」まちづくり推進のため、全国の街路・まちづくり担当者等が一堂に会し、担当者間の知見・ノウハウの共有等を図るマチミチ会議を平成30年度より開催しています。

第7回となる今回は、ウォーカブル制度創設から5年を経たことも踏まえ、「まちが変わるウォーカブルのデザインとは」をテーマに、改めてその理念を考えてみます。

特に、ウォーカブルな空間が「まち」の求心力を高め、地域の魅力を増幅させるために、街路等の空間デザインが果たすべき役割について、国、自治体、有識者が参画し、議論を深めます。

「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりに関心のある皆様、特に、これから取組を進めていきたいとお考えの皆様のご参加をお待ちしております！

講演者



福島 秀哉 氏

株式会社上條・福島都市設計事務所
九州大学大学院比較社会文化研究院 学術研究者



堀江 佑典 氏

(一社)エリアマネジメントラボ 理事
(株)サンシャインシティ エキスパート



桂 有生 氏

横浜市都市整備局都市デザイン室
デザイン調整担当係長

開催概要

2月2日 MON

13:30- 開場
14:00- 開会
16:30- 終了

主 催 国土交通省
開催形式 ハイブリッド (対面+オンライン)
定 員 対面300名/オンライン1000名
参 加 費 無料

会場
牛込筆筈区民ホール
(新宿区筆筈町15番地)
+ オンライン
(Zoom)

お申込みフォーム【先着順】

申込締切: 2026年1月28日(水) 17:00

(申込URL) <https://forms.gle/ZG6aU4iVGEi8L4E>

※フォームでのお申込みができない場合には、問合せ申込担当までご連絡ください。



第7回マチミチ会議

2026年2月2日(月) 14:00-16:30

プログラム

※話題提供のタイトルは変更となる可能性があります。

13:30 開場・受付

14:00 開会のご挨拶

14:05 国の取組紹介

国土交通省 都市局、水管理・国土保全局、道路局

14:35 話題提供: 今、地域で何をデザインするのか

株式会社上條・福島都市設計事務所 / 九州大学大学院比較社会文化研究院 学術研究者 福島 秀哉

小野寺康都設計事務所、(独)土木研究所東地土木研究所、東京大学大学院工学系研究科助教などを経て現職。
全国の地域再生に向けたインフラ・公共空間デザイン、都市デザインに関する研究と実践に取り組む。
近年の主なプロジェクトに今治市中心市街地ブランドデザイン、盛岡市中心市街地デザイン戦略、双葉町復興まちづくりなど。

14:55 話題提供: 「デザインする」への挑戦

(一社)エリアマネジメントラボ 理事 / (株)サンシャインシティ まちづくり推進部 エキスパート 堀江 佑典

建築設計事務所でのデザイン設計経験を経て、18年間にわたり都市計画コンサルタントとして都市再生から地方創生まで、行政計画からPPPまで全国のハード・ソフトのまちづくりに従事。2025年からは共創デベロッパーとして池袋を主たる活動拠点へ、京都大学経営管理大学院官民連携まちづくり研究会民間委員、北海道科学大学客員教授、andscape主筆等。

15:15 話題提供: 都市デザイン 横浜の「歩いて楽しいまちづくり」

横浜市 都市整備局 都市デザイン室 / デザイン調整担当係長 桂 有生

東京芸術大学建築学科卒業後、安藤忠雄建築研究所、山本理顕設計工場を経て、専門職公募で横浜市都市デザイン室。現在、在室19年目。東大まちづくり大学院修了。主なプロジェクトに横浜美術館、象の鼻パーク、新市庁舎デザインコンセプトブック、「こたつ de 大学」などの東横線駅周辺地活用、「みっけるみなぶん1、2」など。

15:35 パネルディスカッション

「まちが変わるウォーカブルのデザインとは」をテーマに国、自治体、有識者によるディスカッションを予定しています。お申し込みフォームで気になる質問・テーマも受け付けていますので、是非ご入力をお願いします。

パネリスト



福島 秀哉

(株)上條・福島都市設計事務所
九州大学大学院比較社会文化研究院



堀江 佑典

(一社)エリアマネジメントラボ
(株)サンシャインシティ



桂 有生

横浜市 都市整備局
都市デザイン室



高濱 康彦

国土交通省
都市局 街路交通施設課

モデレーター

16:25 閉会のご挨拶

問合せ

申込について

株式会社オオバ (担当: 緒方、高山)

E-mail: walkable@k-ohba.co.jp TEL: 052-219-0087

取組について

国土交通省 都市局 街路交通施設課 (担当: 街路交通施設安全対策官 高濱、駅まちづくり係長 倉田)

E-mail: hgt-machi-michi@ki.mlit.go.jp TEL: 03-5253-8111 (内線 32835)、03-5253-8417 (課直通)

